

京都市告示第247号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第2号に規定する道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月20日

京都市長 門川大作

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6037号	令和 3.7.13	メートル 6.00	メートル 6.00	京都市伏見区深草大亀谷大山 町52番16, 52番17の各 一部	木村 巧

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)